

沖縄県難病患者（児）人工呼吸器用外部バッテリー等貸与事業（概要）

1 目的

在宅において人工呼吸器療法を受けている小児慢性特定疾病児の停電時における安全確保のため、小児慢性特定疾病児に無償で貸与する予備電源等の購入費等を予算の範囲内で補助します。

2 貸与対象者

小児慢性特定疾病医療費助成制度における対象者のうち、在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者。

3 貸与対象物品・基準額

- | | |
|---|------------|
| (1) 人工呼吸器装着用バッテリー（外部バッテリー）
（充電器、無停電装置及び付属備品を含む。） | 308,000円以内 |
| (2) 自家発電装置 | 212,000円以内 |

4 申請受付期間

令和2年6月1日から

※但し、予算の範囲内とします。

5 貸与する団体

沖縄県難病相談・支援センター 認定NPO法人 アンビシャス

TEL：098-951-0567

〒900-0013 沖縄県那覇市牧志3丁目24番29号グレイスハイムII喜納 1階

6 申請方法

各保健所まで郵送又は持参によりご提出ください。

【提出書類】

- ①個別申請書（在宅療養が可能である旨医師の署名が必要）※
- ②小児慢性特定疾病医療受給者証の写し（A4コピー）

※新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえて、令和2年度に限り医療機関での受診が困難な場合は、申請書における医師の署名を要さないこととします。

○申請書の提出後、アンビシャスの担当者が自宅を訪問し、機器設置に向けた調整を行います。

○貸与の決定については、アンビシャスより通知されます。

7 留意事項

(1) 申請に当たっては、人工呼吸療法を実施している患者若しくはその家族の同意が必要となります。（「個別申請書」参照）

(2) 物品については、その使用により人工呼吸器の正常な作動に支障を及ぼす恐れのないものであるかを確認するなど、使用上の安全性について医療機器取扱事業者と十分に調整してください。

(3) 自家発電装置については、原則として外部バッテリーの充電を目的とするものであること（人工呼吸器の製造販売業者により人工呼吸器の駆動のための電源として使用が認められているものはこの限りでない。）とします。

(4) 補助金の交付決定前に購入した物品は補助の対象となりませんので御注意ください。

事業に関する問い合わせ先：沖縄県保健医療部地域保健課 母子保健班

TEL:098-866-2215 FAX:098-866-224 E-mail:aa090701@pref.okinawa.lg.jp